計 四拾一隻

(又)

事業主例

会社所有汽船乗組船員十二名ニ対シテモ六月一日ヨリ給料一割減ヲ申渡シタル等極力経費ノ節減ヲ図リ居ルモノニシテ労働者側モ会社ノ窮状ヲ察シ容認方ヲ希望シ居ルカ今後ノ交渉ニ依リ運賃ノ点ニ就テハ稍々考慮ノ余地アルモノヽ如ク認メラルヽモ他ニ対策ナシ

右及申(通)都候也

(別記一)

嘆願書

五月廿五日附ヲ以テ通達サレタル此ノ度ノ仕込金運賃値下ケ四顕ニ就テハ我々船夫一同カ深甚熟慮シテ該四顕ヲ協議シタレ凡風ニ居主ニ於カレテモ熟知ノ如ク現下未曾有ナル経済恐慌下ニ船夫一同ノ生活モ極度ノ困窮ヲ極メワヽアル折柄到底今回ノ如キ値下四顕ヲハ容認スルコト能ハサル生活ノ事実ニ直面スルモノナリ新ルカ故ニ居主ニ於カレテモ船夫一月ノ生活事情ヲ考察セラレ該四顕ヲシテ徹回被下度右嘆願スル

昭和六年五月二十八日

日本運輸労働組合
東京四漕支部船夫一同

東京四漕店
笹原金作殿

(別記二)

仕込金減額率

従来一ヶ月ノ仕込金 七三円ヲ 六五円ニ 減額 九隻
〃 六五円ヲ 六〇円 〃 六隻
〃 六一円ヲ 五六円 〃 十五隻
〃 五八円ヲ 五五円 〃 六隻
〃 五五円ヲ 五二円 〃 五隻

(別記三)

労働者側譲歩案

従来 七三円仕込ノモノハ 五円減額スルコト 九隻
〃 六五円〃 二円〃 六隻
〃 六一円〃 一円〃 十五隻
〃 五八円並ニ五五円仕込ノモノハ減額セサルコト 十二隻